

平成27年度旭川市子ども・子育て審議会
第1回放課後の児童の居場所づくりに係る方針策定専門部会 議事録(案)

- 開催日時 平成27年12月4日(金) 18:30~19:45
- 開催場所 旭川市第二庁舎2階 会議室
- 出席者
 - ・ 部会委員 大橋委員, 斉藤委員, 佐藤委員, 松村委員, 山村委員(50音順)
 - ・ 旭川市子育て支援部こども育成課
堀内課長, 宮川主幹, こども事業係 工藤係長, 田中主査, 清原, 佐々木
 - ・ 旭川市子育て支援部子育て支援課 原青少年担当課長

- 議事概要
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
委員の紹介と事務局の職員の紹介
 - 3 協議事項
 - (1) 部会長及び職務代理者の選出について
 - ・ 事務局から, 部会長に山村委員, 職務代理者に佐藤委員を提案し, 部会委員から承認を得る。
山村委員が部会長, 佐藤委員が職務代理者に決定
 - (2) 会議運営のルールについて
 - ・ 事務局より, 旭川市子ども・子育て審議会の公開等の状況及び改選前の部会の取扱い等について説明を行い, 審議会と同様の扱いとすることで部会の承認を得る。
 - (3) 諮問事項について
(事務局)
資料1「旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針(案)」に基づき, 今後の方針として留守家庭児童会を含めた放課後の児童の居場所づくりをどのように進めていくのかについて, 本部会で調査審議いただきたい。
方針案の内容について, 平成28年度予算にかかわるものであることから, 可能であれば本年中又は1月中旬を目途に答申をお願いしたい。
資料1「旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針(案)」第1章「方針の策定に当たって」から第3章「具体的な取組内容 1 児童センター」まで各章ごとに事務局より説明を行い, 審議。

○「第1章 方針の策定に当たって」について

(A委員)

児童センターが市内に6か所設置されているとのことであるが、実際にはどのくらいの利用者がいるのか。

(事務局)

平成26年度の児童館及び児童センター利用実績では、7施設（※北星児童館は平成27年3月閉館）で乳幼児・小学生・中高生・大人の延べ利用者数は122,935人で傾向としては乳幼児連れの保護者の利用が多くなっている。

(A委員)

児童センターにおいて、中高生はどのような利用を行っているのか。

(事務局)

中高生がまとめて団体で利用を行うというよりは、利用スペースが広くないといったこともあり少人数で利用いただいている傾向にある。

(B委員)

「4 方針に反映すべき課題」に関して、「保育を必要としない子ども」という表現があるが、どのようなものなのか。

(事務局)

「保育を必要としない」というのは、保育所等の利用に際しての「保育の必要性の認定」と同様、例えば、保護者が仕事などのため、放課後の児童を保育できないといった事由がない状況を指している。

(C委員)

つまり放課後の児童の居場所づくりを整備することで多様な受け皿を確保することにより、本来の留守家庭児童会の役割を持つということで入れる児童が戻れるということなのか。

(事務局)

現状の傾向として、小学2年生までの児童は保育ニーズが高いが、小学3年生以降では保育の必要性の濃淡が生じている。そういったところで市内では児童センターが6か所しかないこともあり、留守家庭児童会が放課後の児童の受け皿になっている。

民間事業者による取組や放課後子供教室について、学校の余裕教室や社会教育施設等での運用を行い、多様な受け皿により分散させることを目指したいと考えている。

○「第2章 方針の基本的な考え方」について

(A委員)

基本的な考え方について、これは環境に対してのものなのか、人に対してという

ものであるのか。

(事務局)

方針の基本的な考え方としては、子どもの環境づくりという認識である。子どもの過ごし方の部分まで整理できないので、本方針の中では受け皿づくりの整理を行っていきたいと考えている。

同時に第3章の中で「放課後の児童の居場所づくりを支える人材の確保及び育成」の取組内容があるが、この人材をどのように確保していくかというところが大切であると考えている。

(C委員)

方針の目標に関して、「後の成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け」とあるが、体力・運動能力に関し、旭川市の児童が欠けていて、これらの取り組みの中で注意を払った環境の実現をしていくと考えるのであればいいが、「バランスのとれた成長・発達」とくると、方針に反映させる課題に記載されている内容との兼ね合いもみても何か違和感を感じる。

(B委員)

方針の目標として体力を掲げるとそれを培うような施設整備を進めていくということになってしまう。

(事務局)

旭川市子ども条例が施策の基本となるので、子どもの視点や地域の状況に応じた進め方の観点を照らしながら、方針の目標についてまとめることとさせていただきたい。

○「第3章 具体的な取組内容 1 児童センター」について

(C委員)

中核市の児童センターの状況の資料が掲載されているが、例えば、児童センターの無い横須賀市などは放課後の児童の居場所としてどのように確保されているのか。

(事務局)

各中核市における放課後子供教室の実施状況を見ると、横須賀市においてはそれほど多くない状況にある。児童センターの設置状況に係る資料においてはあくまでも市立児童センターの状況であるため、民間を含めた総合的な放課後の児童の居場所づくりを実施されている。

(D委員)

児童センターは本年度より指定管理者制度を導入し、運用が行われているが、前から実施されていた児童センターでの相談体制について今は機能していないといった地域の声を聴くがどうなのか。

(事務局)

平成24年度まで地域における相談機能を確保するため、市内4か所の児童センターに子ども家庭児童相談員の配置を行っていた経過がある。以降は一部の子ども家庭相談室を地域子育て支援センターのひろば型として、地域における相談窓口を増加したところであり、一方では児童センターにおいては、家庭児童相談室との連携により地域における相談機能が低下することなく実施していこうとしたが、その辺がうまくいっていないという現状がある。

(D委員)

地域子育て支援センターは就学前の子どもやその保護者には浸透してきているが、一方では小中学生やその保護者が児童センターに相談し、家庭児童相談室につながるという流れがあったが、指定管理者制度においても機能が引き継がれず残念である。

(事務局)

新たに設置される子ども総合相談センターときちんとつながるようすすめていけたらと思う。

(A委員)

根本的な話になるが、保育ニーズのある方が利用する留守家庭児童会においては待機児童も多く、それに対して環境整備して行かなくてはならないということは理解できるが、それ以外の保育の必要性がない子ども達にも同じような場を提供していこうということがこの部会で議論されているが、その保育の必要性がない子どもたちのニーズということはどうのように集まっているのか、そもそもニーズがあるのかどうか把握をしているのか。

(事務局)

5年ほど前に小学4年生以上対象とした放課後等の過ごし方に関するアンケート調査を実施した。ゲームをしたい、友達とおしゃべりしたいといった屋内で少人数での過ごし方が多かった。

放課後の居場所づくりについても毎日来て下さいということではなく、週2日位でも来てもらい、その中で経験や学びを通じて何かにつながってほしいと考えている。

(A委員)

それが調査されたのは、どのように行われたのか。

(事務局)

小学校3校の550人と中学校2校の730人を対象とし、回収率100%で調査を実施した。農村地帯と市内の中心部と新興住宅地で回答の傾向が変わってくるかもしれないが、この調査では北星地区の小中学校を対象とした。

(A委員)

何となく母親として聞いていると若干自分が求めるものと、市が考えているもの

とに若干ずれがあるのではないかと思う。必要のないものを一生懸命整備しても、需要がないと結局は活用されないと思うので、それがうまく活用されるためにはもっともっと市民の声が必要なのかなと思う。

(事務局)

御意見の通りだと思う。施設を作ってしまうとなかなか撤退できないこととなる。放課後子供教室においては既存施設を活用しながら子どもや保護者の意見を聞きながら臨機応変に事業展開ができるのではないかと考えている。

- 資料1「旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針(案)」第1章「方針の策定に当たって」から第3章「具体的な取組内容 1 児童センター」までの市の考え方について、方針の目標に関し、旭川市子ども条例が施策の基本となるので、子どもの視点や地域の状況に応じた進め方の観点を照らしながら、整理を行うこととし、以外については、概ね妥当と判断することで決定した。

4 その他

- ・ 次回の開催日時について

平成27年12月18日(金) 午後6時30分から(本日と同じ場所)

5 閉会